

「地域活性化起業人制度」 (概要)

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。
- 近年、企業が社員の副業を認める流れの中、都市部の企業人材が個人として「自らのスキルを社会貢献に活かしたい」というニーズも増加しており、企業からの派遣だけではなく個人の副業の方式も令和6年度より特別交付税措置の対象とする。

自治体

- ① 3大都市圏外の市町村
 - ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
- (対象: 1,432市町村)

協定締結



<新規> 副業型 協定締結



社員個人

民間企業

(大都市圏に所在する企業等)

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と企業が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
 - ② 受入れの期間中に要する経費(上限560万円/人)
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)

【副業型】

- 要件
 - ・自治体と企業に所属する個人が協定を締結(フリーランス人材は対象外)
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
 - ② 受入れの期間中に要する経費(**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人(合計の上限200万円/人)**)
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)